

令和6年分の確定申告について

所得税の確定申告に係る寄附金控除の申告に際し、
「**寄附金控除画面の入力方法**」について、例年お問合せを多くいただきますので、以下のとおりお知らせいたします。参考にしていただければ幸いです。

国税庁確定申告書作成コーナー：「寄附金控除等の入力」画面

寄附金の種類

選択してください
選択してください
市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
都道府県に対する寄附金（ふるさと納税など）
国に対する寄附金
日本赤十字社に対する寄附金
共同募金会に対する寄附金
政党又は政治資金団体に対する寄附金
認定NPO法人等に対する寄附金
公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

税額控除対象の支援プロジェクト※を寄附目的としたご寄附で「税額控除」を選択される場合：「公益財団法人、公益社団法人又は学校法人等に対する寄附金」を選択してください。（※該当する場合、税額控除に係る証明書を同封しております）

上記以外の場合：「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

お住まいの都道府県、市区町村について該当するものを選択してください。

※東京大学へのご寄附を条例指定している自治体について、詳しくは[こちら](#)をご参照ください。

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

※税額控除対象の支援プロジェクト

以下のプロジェクトを寄附目的としたご寄附についてのみ、
「所得控除」または「税額控除」、いずれか有利な方式をご選択いただけます。
それ以外のご寄附は、「所得控除」の適用となります。

- ・修学支援事業基金
- ・さつき会奨学金基金
- ・宇宙線研究所若手支援基金（令和2年11月1日以降のご寄附が対象）
- ・貴金属研究・若手育成支援基金（令和2年11月1日以降のご寄附が対象）

【お問い合わせ先】東京大学基金事務局
〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1
Tel：03-5841-1217（土日祝除く。10:00-12:00、13:00-16:00）
Fax：03-5841-1219 E-mail：kikin.adm@gs.mail.u-tokyo.ac.jp

お問い合わせフォーム

